

# 公益財団法人青森県りんご協会 評議員報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県りんご協会の評議員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬の区分)

第2条 評議員の報酬は、評議員手当とする。

## (評議員手当)

第3条 評議員手当は年棒制とし、3万円を支給する。

## (報酬の支給日及び支給方法)

第4条 評議員の報酬は、4月の定時評議員会時に支給する。

- 2 評議員の報酬は、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接評議員に支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。